

# 宮城県薬剤師確保対策検討会まとめ (第1回～第3回)

- 
- ・薬学生修学資金貸付事業の概要
  - ・今後の課題
-

# 薬学生修学資金貸付事業の概要

## 薬剤師確保対策検討会

### 設置の目的

県内の薬剤師の育成、確保及び定着の推進に関する事項の検討  
⇒令和6年度は、薬学生修学資金貸付事業に関する検討を実施

### 検討会委員

|                    |             |                   |       |
|--------------------|-------------|-------------------|-------|
| (公財) 宮城県医師会 副会長    | 橋本 省        | 東北大学大学院薬学研究科 薬学科長 | 富岡 佳久 |
| (一社) 宮城県薬剤師会 会長    | 山田 卓郎 (座長)  | 東北医科薬科大学 副学長・薬学部長 | 吉村 祐一 |
| (一社) 宮城県病院薬剤師会 副会長 | 谷藤 弘淳 (副座長) | 東北大学病院 薬剤部長       | 眞野 成康 |
| (公社) 仙台市薬剤師会 会長    | 北村 哲治       | 東北医科薬科大学病院 薬剤部長   | 岡田 浩司 |
| 宮城県高等学校長協会 監事      | 櫻井 知大       |                   |       |

### 検討経過

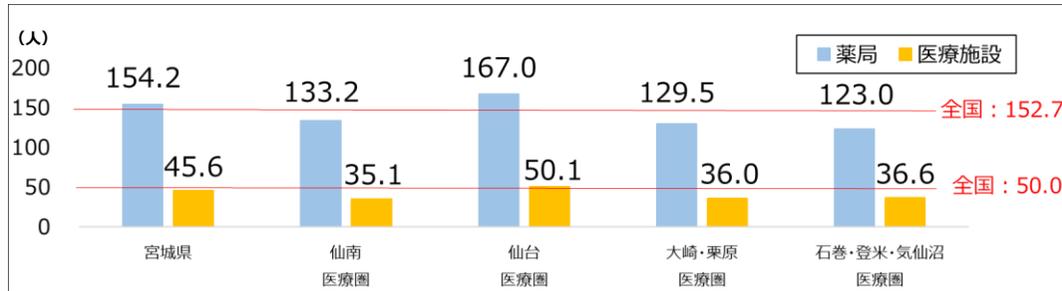
- |                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 令和6年 5月17日 第1回検討会 | ・ 宮城県の薬剤師確保の現状<br>・ 薬学生修学資金貸付事業の検討 |
| 6月13日 第2回検討会      | ・ キャリア形成プログラム                      |
| 8月 1日 第3回検討会      | ・ 薬学生修学資金貸付事業概要とりまとめ               |

## 事業の背景・必要性

### 県内の病院薬剤師の状況

- 人口10万人当たりの薬剤師数は全国平均を下回っている。
- 薬剤師偏在指標も、県全体及びすべての医療圏で目標偏在指標1.0を下回っている。
- 特に、仙台医療圏以外の医療圏においては不足が深刻であり、地域偏在が見られる。
- 薬局薬剤師に比べて不足が顕著であり、業態偏在も見られる。

### ⇒地域の病院薬剤師確保のための施策が必要



| <病院>      | 薬剤師偏在指標 | 区域分類      |
|-----------|---------|-----------|
| 宮城県       | 0.76    | 薬剤師少数都道府県 |
| 仙南        | 0.56    | 薬剤師少数区域   |
| 仙台        | 0.87    | 薬剤師中間区域   |
| 大崎・栗原     | 0.51    | 薬剤師少数区域   |
| 石巻・登米・気仙沼 | 0.62    | 薬剤師少数区域   |

| <薬局>      | 薬剤師偏在指標 | 区域分類      |
|-----------|---------|-----------|
| 宮城県       | 1.16    | 薬剤師多数都道府県 |
| 仙南        | 0.92    | 薬剤師中間区域   |
| 仙台        | 1.32    | 薬剤師多数区域   |
| 大崎・栗原     | 0.93    | 薬剤師中間区域   |
| 石巻・登米・気仙沼 | 0.86    | 薬剤師中間区域   |

▲県内の薬剤師偏在指標  
出典：令和5年6月厚生労働省発表資料

### 県内病院からの意見

- 薬剤師を募集しても、募集人数の採用ができていない。
- 奨学金を借りている薬学生が多く、経済的不安から初任給の高い薬局を就職先に選択する者が多い。

### ⇒病院薬剤師を対象とした経済的支援の要望

| 採用人数/募集人数      | 令和2年度        | 令和3年度       | 令和4年度       |
|----------------|--------------|-------------|-------------|
| 全体 (n=57)      | 61/74 (82%)  | 47/74 (64%) | 46/82 (56%) |
| 仙台医療圏 (n=32)   | 50/45 (111%) | 42/45 (93%) | 30/50 (60%) |
| 仙台医療圏以外 (n=23) | 11/29 (38%)  | 5/29 (17%)  | 16/32 (50%) |

### ⇒地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した、薬学生修学資金貸付事業を検討

# 薬学生修学資金貸付事業の概要

## 事業の概要・ねらい・コンセプト

### 概要・ねらい

地域の持続的な医療基盤の充実を支える薬剤師の輩出・確保を目的として、県内の薬学部設置大学において地域枠として選抜し、**修学資金を貸付**する事業とする。

- 修学資金貸付による経済的インセンティブを付与することで、薬剤師を必要としている地域の病院で確実に薬剤師が確保できる仕組みを構築する。  
⇒**薬剤師が不足している地域の医療機関における薬剤師確保**
- キャリア形成プログラムにより、現在薬剤師に求められている多様な業務に対応できる人材を育成する。  
⇒**対象薬剤師の能力の開発・向上**

### コンセプト

#### 薬剤師が不足している地域の医療機関における薬剤師確保と対象薬剤師の能力の開発・向上の両立

効果的なキャリア形成プログラムの構築

- 貸付期間の1.5倍の期間（必要従事期間）を、県が指定する医療機関で薬剤師の業務に従事。
- 必要従事期間の半分以上の期間は、薬剤師が不足している地域の医療機関として県が定める医療機関に従事。

- 最初の2年間は、病院薬剤師としての基礎となる初期臨床研修を実施。
- 本人の希望に応じ、認定薬剤師、領域別認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得を目指す。
- 幅広い経験を積めるよう、複数の医療機関で従事が可能。

県内の地域医療の充実に貢献

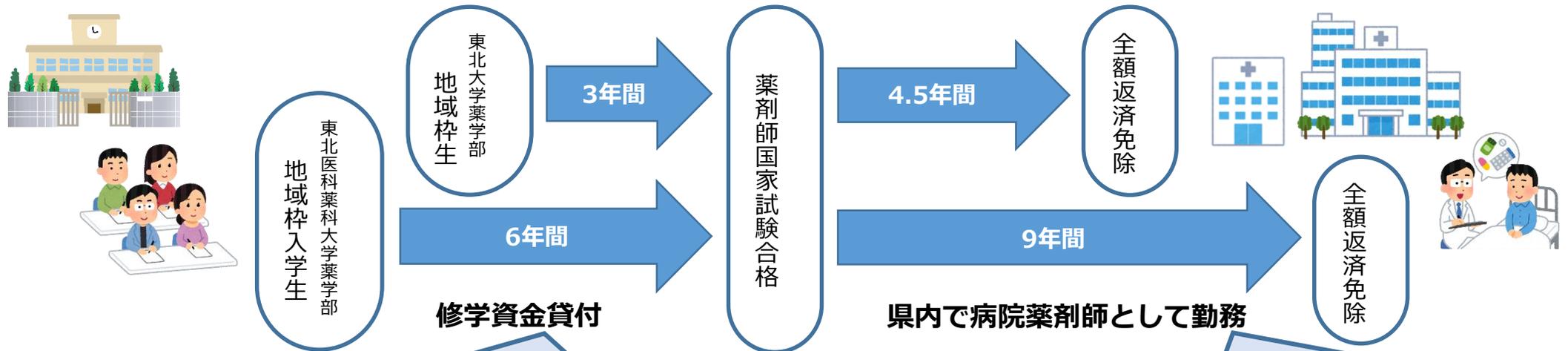
# 薬学生修学資金貸付事業の概要

## 事業骨子案

### 概要・ねらい

地域の持続的な医療基盤の充実を支える薬剤師の輩出・確保を目的として、県内の薬学部設置大学において地域枠として選抜し、**修学資金を貸付**する事業とする。

- 修学資金貸付による経済的インセンティブを付与することで、薬剤師を必要としている地域の病院で確実に薬剤師が確保できる仕組みを構築する。
- キャリア形成プログラムにより、現在薬剤師に求められている多様な業務に対応できる人材を育成する。



### <貸付金額>

月額 50,000円

※東北医科薬科大学については大学の奨学金制度との併用

### <貸付対象人数>

東北大学：1名

東北医科薬科大学：4名 計5名

※ただし、状況に応じて見直しを行っていくこととする

### <返済免除条件>

- ① 指定医療機関（知事が修学資金を貸し付けた者ごとに指定する県内の医療機関）で、必要従事期間（修学資金貸付期間の1.5倍の期間）薬剤師の業務に従事すること
- ② 特定医療機関（薬剤師が不足している地域の医療機関として知事が別に定めるもの）で、必要従事期間の半分以上の期間従事すること
- ③ 県が策定したキャリア形成プログラムを満了すること

## 【参考】東北医科薬科大学「地域支援制度」

### 令和7年度「地域支援制度」創設 (宮城県「薬学生修学資金貸付事業」、本学「薬学部修学資金制度」)

目的：「地域の持続的な医療基盤の充実を支える薬剤師の輩出・確保」

#### 【宮城県事業概要】

「薬学生修学資金貸付事業（宮城県地域枠）」 360万円

1. 募集人数：年間5名程度（本学4名、東北大学1名）
2. 貸付額：5万円/月×12カ月×6年＝360万円
3. 返済免除条件
  - (1) 卒業後、県が指定する医療機関に修学資金貸付期間の1.5倍（9年間）の期間を薬剤師として業務に従事する。
  - (2) 県が策定したキャリア形成プログラムを満了する。

#### 【本学薬学部修学資金制度概要】

360万円

1. 貸付額：宮城県の修学資金貸付額と同額貸与  
5万円/月×12カ月×6年＝360万円
2. 返済免除条件：宮城県の修学資金貸付事業に準ずる。

#### 【地域支援制度】

合計720万円貸与  
＜本学授業料の約2／3＞

- 募集人数：4名（宮城県：年間5名程度）
- 貸付額：合計720万円
  - ・宮城県薬学生修学資金（貸付型）  
月5万円×12カ月×6年間＝360万円
  - ・東北医科薬科大学薬学部修学資金（貸与型）  
月5万円×12カ月×6年間＝360万円
- 返還免除条件：宮城県の修学資金貸付事業に準ずる。
- 契約：採用者は、宮城県、大学それぞれと契約を締結する。
- 広報：「国公立大学同程度の学費で薬学教育が学べます」

# 薬学生修学資金貸付事業の概要

## 指定医療機関について

### 指定医療機関

**従事先として、知事が修学資金を貸し付けた者ごとに指定する県内の医療機関**

⇒特定医療機関及び研修実施医療機関の中から対象薬剤師ごとに指定

### 特定医療機関

**薬剤師が不足している地域の医療機関として県が定めるもの**

【要件】・県内の仙台市を除く地域の公的医療機関※

※公的医療機関

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、  
(独)国立病院機構及び(独)労働者健康安全機構が開設する病院

### 研修実施医療機関

**初期臨床研修や専門領域認定・専門薬剤師資格取得のための研修を実施する病院**

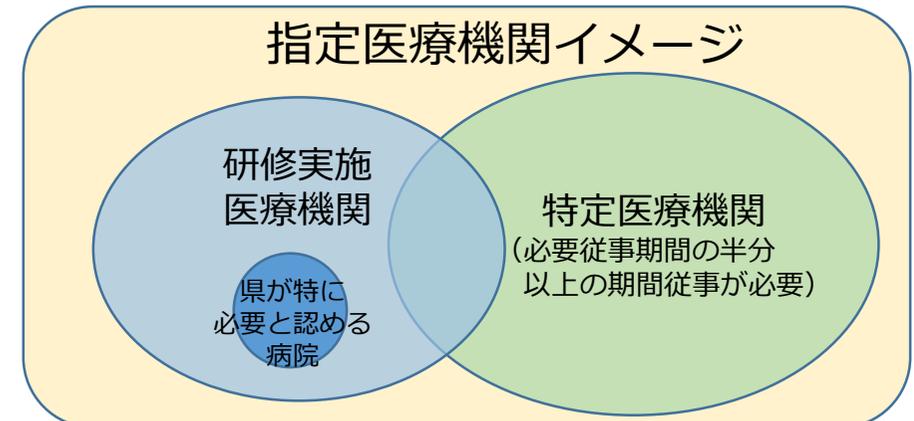
【要件】・県内の大学病院及び地域医療支援病院（公的医療機関※に限る）

・専門領域認定・専門薬剤師の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院

### 運用方法

- ・特定医療機関及び研修実施医療機関は毎年度見直しを行い、県ホームページ等で一覧を公開。ただし、実際の薬剤師募集の有無の情報は反映していない一覧であるため、その旨の注意喚起が必要。
- ・従事先（指定医療機関）の指定にあたっては、従事先指定時の一覧を適用する。

### 指定医療機関イメージ



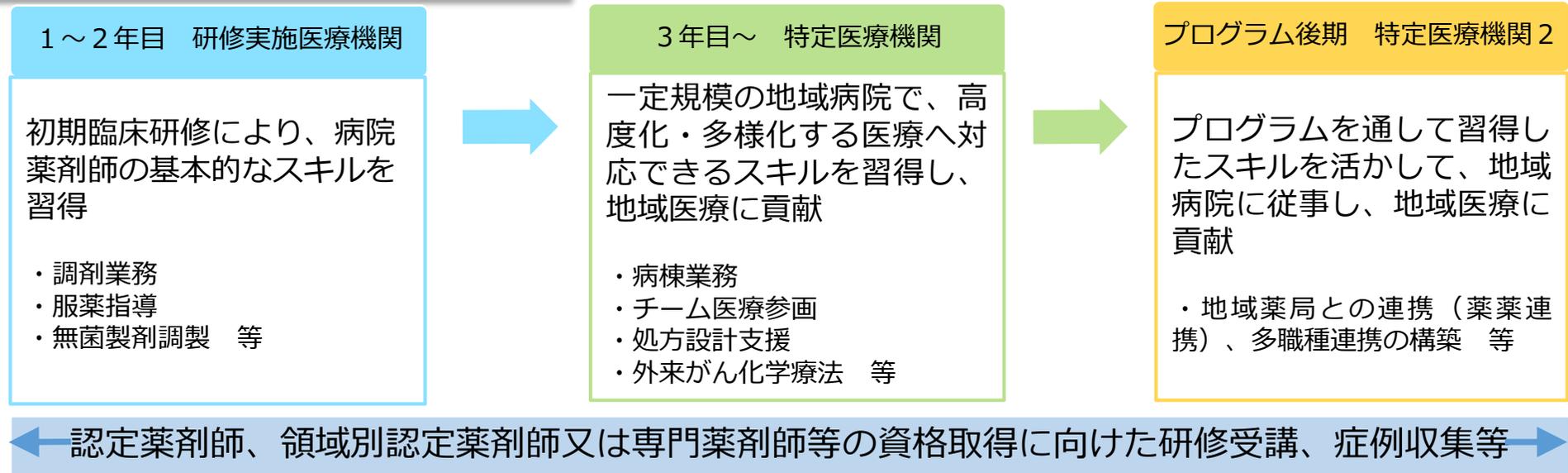
## キャリア形成プログラム

### 概要

指定医療機関で必要従事期間、薬剤師の業務に従事するにあたっては、県で策定するキャリア形成プログラムに沿って従事する。キャリア形成プログラムは、下記のとおり。

- 1 最初の2年間は研修実施医療機関における初期臨床研修により、病院薬剤師の基本的なスキルを習得
- 2 3年目以降、薬剤師が不足している地域の特定医療機関で従事
  - (1) 初めに、一定規模の地域病院で高度化・多様化する医療へ対応できるスキルを習得し、地域医療に貢献
  - (2) 続いて、プログラムを通して習得したスキルを活かし、地域病院に従業し、地域医療に貢献
- 3 希望に応じ、認定薬剤師、領域別（がん薬物療法、感染制御等）認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得に向けた研修受講、症例収集等により資格取得を目指す。

### キャリア形成プログラムの例（イメージ）



# 薬学生修学資金貸付事業の概要

## キャリア形成プログラム

### 必要従事期間における従事先と主な従事内容の標準例

#### 【東北医科薬科大学卒業生の場合】

| 卒業後    | 1年目      | 2年目 | 3年目          | 4年目 | 5年目 | 6年目        | 7年目        | 8年目 | 9年目          |
|--------|----------|-----|--------------|-----|-----|------------|------------|-----|--------------|
| 従事先    | 研修実施医療機関 |     | 特定医療機関 1     |     |     | 研修実施医療機関   | 特定医療機関 2   |     | 特定医療機関 1     |
| 主な従事内容 | 初期臨床研修   |     | 一定規模の地域病院で従事 |     |     | 資格取得に向けた研修 | 地域中小病院等で従事 |     | 一定規模の地域病院で従事 |

#### 【東北大学卒業生の場合】

| 卒業後    | 1年目      | 2年目 | 3年目          | 4年目        | 5年目          |
|--------|----------|-----|--------------|------------|--------------|
| 従事先    | 研修実施医療機関 |     | 特定医療機関 1     | 特定医療機関 2   | 特定医療機関 1     |
| 主な従事内容 | 初期臨床研修   |     | 一定規模の地域病院で従事 | 地域中小病院等で従事 | 一定規模の地域病院で従事 |

- いずれの標準例においても、例示であり規定の範囲内で変更可能
- 原則として、地域中小病院での従事を含む

### 取得を目指す資格の例

認定薬剤師

- ・ 薬剤師としてのジェネラルな基礎知識を持つ薬剤師
- ・ 薬剤師免許取得後 3～5年目の薬剤師が目指すべき資格

領域別認定薬剤師

- ・ 特定領域の専門的薬剤業務を提供する能力を備えた薬剤師
- ・ 専門研修実績とともに、自身が薬学的管理を行った症例を提示することができる

専門薬剤師

- ・ 特定の専門領域の疾患と薬物療法についての十分な知識等を有し、質の高い薬剤師業務の実践、その領域での指導的役割、研究活動等を行うことができる能力を有する薬剤師

## 特定医療機関・研修実施医療機関一覧（R6.12.1時点）

### 特定医療機関：仙台市を除く地域の公的医療機関※

|                      |  |
|----------------------|--|
| 仙南医療圏（5）             | 公立刈田総合病院、蔵王町国民健康保険蔵王病院、みやぎ県南中核病院、国民健康保険川崎病院丸森町国民健康保険丸森病院   |
| 大崎・栗原医療圏（10）         | 大崎市民病院、大崎市民病院鹿島台分院、大崎市民病院岩出山分院、大崎市民病院鳴子温泉分院<br>公立加美病院、涌谷町国民健康保険病院、美里町立南郷病院、栗原市立栗原中央病院<br>栗原市立若柳病院、栗原市立栗駒病院 |
| 石巻・登米・気仙沼医療圏（8）      | 石巻市立病院、石巻市立牡鹿病院、石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、登米市立米谷病院<br>登米市立豊里病院、気仙沼市立病院、南三陸病院                                      |
| 仙台医療圏（5）<br>（仙台市を除く） | 塩竈市立病院、宮城県立がんセンター、宮城県立精神医療センター、<br>独立行政法人国立病院機構宮城病院、公立黒川病院   |

### 研修実施医療機関：大学病院及び地域医療支援病院（公的医療機関※に限る）

|                 |  |
|-----------------|--|
| 仙南医療圏（1）        | みやぎ県南中核病院  |
| 大崎・栗原医療圏（1）     | 大崎市民病院   |
| 石巻・登米・気仙沼医療圏（1） | 石巻赤十字病院  |
| 仙台医療圏（9）        | 東北大学病院、独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院、宮城県立こども病院<br>東北医科薬科大学病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター<br>東北医科薬科大学若林病院、仙台赤十字病院、仙台市立病院<br>独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 |

- ・この一覧は、毎年度見直しが行われる予定です。
- ・掲載されている各病院で必ず薬剤師を募集するとは限りません。
- ・従事先の選定にあたっては、従事先選定時点での一覧が適用されます。

※公的医療機関  
医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、  
(独)国立病院機構及び(独)労働者健康安全  
機構が開設する病院

## 今後の課題

### 対象薬学生の選定について

- **より多くの学生からの募集を受けるための方策**  
⇒ 高校生等に対する広報

### キャリア形成プログラムについて

- **特定医療機関・研修実施医療機関に対する周知**  
⇒ 制度概要に関する説明、協力依頼  
薬剤師受入に向けた体制整備
- **特定医療機関・研修実施医療機関とのマッチングに関する手順化**  
⇒ 県、医療機関、各大学の役割分担の調整  
マッチングのスケジュール調整

### 契約・債権管理について

- **事務処理及び債権管理体制の構築**  
⇒ 事務処理及び進捗管理に関する手順の構築  
各大学との調整
- **途中離脱を防止する方策**  
⇒ 対象薬学生・薬剤師に対するフォローアップ体制の構築